

### 佐賀県新規漁業就業者支援事業の概要

事業種類	次世代人材投資事業(国)		学ぶ給付金事業(県)	長期研修支援事業(国)			新米漁師自立支援事業(県)
				雇用型	幹部養成型	独立型	
事業種類	佐賀県高等水産講習所へ入所し、必要な知識の習得等を行う者に対して最低限の資金を交付します。		漁業に関する知識や資格を習得する者に対して日当の給付をします。	漁業現場での研修を行う指導者に対して研修経費を支援します。			漁業に独立就業した者に対して漁業にかかる経費(漁船・漁具等)の補助をします。
期間	1年間		最長30日間	最長1年間	最長2年間	最長3年間	最長3年間
内容	前期研修	後期研修	(県内漁家子弟の場合) 4親等以上離れた漁家等で受講することが条件です。	・漁業経営体に研修生として雇用 ・主に漁業経営体(法人等)の指導者から研修を受講します。	・遠洋・沖合漁船に幹部を目指す研修生として雇用 ・主に遠洋・沖合漁船(法人等)の指導者から研修を受講します。	・独立自営を目指す研修生として主に漁家に雇用 ・主に漁家(個人)の指導者から研修を受講します。	
	主に水産や経営等の基本的知識の座学や資格取得準備講習の受講・受験を行います。(100時間/月)			漁家・漁協等、現場での漁業実技研修や視察が主となります。(100時間/月)	講習所等のカリキュラムのうち、必要な研修を受講し、免許・資格を取得する傍ら、受入漁家で漁業研修を受講することができます。(長期研修支援事業)		
内容	①佐賀県高等水産講習所へ本科生(1年間)として入所します。		①働きながら佐賀県高等水産講習所等での研修を受け、必要な知識や免許を習得します。	指導者に対して指導員費が、研修前半は月最大9.4万円、後半は月最大14.1万円助成されます。(但し、予算状況によってはこの限りではない)	指導者に対して指導謝金が月最大18.8万円助成されます。 (佐賀県は実施無)	指導者に対して指導員費が、前半は月最大18.8万円、後半は月最大28.2万円助成されます。(但し、予算状況によってはこの限りではない)	①国の長期研修支援事業(独立型)を修了し、独立就業後3年以内が条件です。
	②研修生は、研修期間に最大150万円/年の給付が受けられます(生活費)(但し、予算状況によってはこの限りではない)		②講習所等の研修を受けた日は、日額6,250円(1日5時間未満は時間給)を支給されます。但し、免許・資格等を取得される際の受験料、会場への交通費は自己負担になります。	③国の長期研修支援事業を終了または研修中であることが条件です。	研修受け入れ機関は、研修生に宿舍等の便宜を図るとともに、研修時間外に漁業に従事させる場合、所要の対価の支払いが必要です。また、研修に必要な資材、労災保険代等の経費の一部は、条件により別途支給を受けられます。		
内容	③研修に必要な経費は自己負担となり、この給付金等から研修生本人が支払います。		④県の新米漁師自立支援事業との併用も可能です。	①指導漁業者と研修生との雇用契約に応じて賃金が支払われます。			③県の学ぶ給付金事業との併用も可能です。
	④漁業実技研修中の労働対価として、賃金や礼金を受け取ることはできません。研修時間外でも漁業関係のアルバイトはできません。		⑤国の次世代人材投資支援事業と併用は出来ません。	②開始前に県の短期漁業体験事業(2泊3日)→(9泊10日)を受けることができます。			
返還等	⑤4月1日からの研修受け入れとなります。		⑥概ね、55歳未満を想定しています。	③開始前に一次受入機関である漁業協同組合の承認が必要です。			補助金給付要件への違反行為は補助金返還となります。
	⑥研修終了後1年以内かつ原則45歳未満のうちに漁業に就業する必要があります。		⑦終了後、就業又は引き続き長期研修支援事業へ移行することも可能です。但し、長期研修事業へ移行した場合、併用して県の学ぶ給付金事業を受けることは出来ません。	④県の学ぶ給付金事業との併用も可能です。			
返還等	⑦終了後、就業又は引き続き長期研修支援事業へ移行することも可能です。但し、長期研修事業へ移行した場合、併用して県の学ぶ給付金事業を受けることは出来ません。		⑧開始前に県の漁業短期体験研修を受けることは出来ません。	⑤研修終了後、必ず研修先又は地元就業する必要があります。			補助金給付要件への違反行為は補助金返還となります。
	⑧開始前に県の漁業短期体験研修を受けることは出来ません。		⑨開始前に県の漁業短期体験研修を受けることは出来ません。	⑥雇用型研修は、指導者である法人等(二次受入機関)の雇用的な立場で研修を受けます。研修終了後は、基本的に研修を受けた法人等で就業します。			
返還等	研修生は研修終了後、2年間又は給付期間の2倍のいずれか長い期間、独立・自営又は雇用就業を継続しなければなりません。 <b>違反すると給付金返還の対象となります。</b>		補助金給付要件への違反行為は補助金返還となります。(研修日数の虚偽報告、提出書類への虚偽記載等の補助金受取を目的とした悪質な行為が認められる場合等)	補助金給付要件への違反行為は補助金返還となります。(ライフジャケットの非着用や虚偽の研修報告を行った場合等)研修受け入れ機関は、研修終了後、3年間は修了生の状況把握に努める必要があります。			補助金給付要件への違反行為は補助金返還となります。(使用経費、提出書類への虚偽記載等の補助金受取を目的とした悪質な行為が認められる場合等)